

第4次山梨市 男女共同参画基本計画



令和4年3月

～ 目 次 ～

| | |
|----------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第 1 章 計画の策定にあたって | 2 |
| 1 計画策定の趣旨 | 2 |
| 2 基本理念 | 3 |
| 3 計画の位置づけ | 4 |
| 4 計画の期間 | 4 |
| 第 2 章 本市の現状 | 5 |
| 1 本市の人口 | 5 |
| 2 男女共同参画推進状況 | 6 |
| 第 3 章 計画の構成 | 9 |
| 1 基本目標 | 9 |
| 2 施策の構成 | 10 |
| 第 4 章 計画の内容 | 11 |
| 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を形成するための意識改革 | 11 |
| 基本目標Ⅱ 男女共同参画による豊かなまちづくり | 13 |
| 基本目標Ⅲ 男女が健康で安心して暮らせるまちづくり | 18 |
| 基本目標Ⅳ 男女共同参画社会づくりの計画的推進 | 21 |
| 参考資料 | 23 |
| 1 第 4 次山梨市男女共同参画基本計画目標指標 | 23 |
| 2 諮問書および答申書 | 25 |
| 3 山梨市男女共同参画社会推進条例 | 29 |
| 4 山梨市男女共同参画推進会議設置要綱 | 34 |
| 5 山梨市男女共同参画推進委員会名簿 | 36 |

はじめに

平成 11 年に、国において「男女共同参画社会基本法」が施行されてから 22 年が経過しようとしております。私たちの社会は、グローバル化の進展、ライフスタイルの多様化など、これまでとは異なる新しい社会へと急速に変化しております。このような社会情勢の変化に対し迅速に対応していくためには、家庭、職場及び地域など、あらゆる分野において、男女がともに協力し合い、個性や能力を十分に発揮し活躍できる社会の実現が強く求められており、本市におきましても、将来にわたり活力のあるまちとして発展していくためには、男女共同参画社会の実現は喫緊の課題であると感じております。



この度、現行の「第 3 次山梨市男女共同参画基本計画」が最終年度を迎えるにあたり、本市が男女共同参画社会の実現に向けたさらなる推進が図られるよう、新たに令和 4 年度以降の方向を示す「第 4 次山梨市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

本計画は、4 つの基本目標と 11 の重点目標から構成され、これまでの計画で取り組んできた施策の成果及び課題を的確に引継ぐとともに、新たな目標として、多様な性に対する理解の促進を盛り込み、教育現場をはじめとするあらゆる場面において、一人ひとりの個性を理解し尊重しながら共生できる社会を実現するため、積極的に施策に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたり、計画の審議をしていただきました山梨市男女共同参画推進委員の皆さまをはじめ、ご協力いただきましたすべての方々から心から感謝申し上げますとともに、本計画がさらなる推進を図れますよう、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和 4 年 3 月

山梨市長

高木晴雄

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国において、昨今の経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえた「第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日施行）」を新たに策定し、男女共同参画社会のさらなる推進を図るものとしています。

本市では、平成4年に「山梨市女性プラン」、平成15年に「やまなし男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の推進に向けた施策を積極的に展開してきました。21世紀になり、少子高齢化社会の到来や社会情勢の変化、女性の就業率の増加に伴い、家庭や職場、地域社会における環境は大きく変化しました。このような状況の中、市民一人ひとりが心豊かで活力のある男女共同参画社会を実現するため、平成17年に「山梨市男女共同参画社会推進条例」を施行しました。平成19年には、男女共同参画社会の推進を図るための具体的施策を示した「第1次山梨市男女共同参画基本計画」を策定し、これまで5ヶ年計画で様々な施策に取り組んできました。その結果、市民の男女共同参画社会への理解が徐々に浸透し、広がりを見せてきています。

令和3年度は「第3次山梨市男女共同参画基本計画」の最終年度となるため、これまでの取り組みを見直し、令和4年度以降の方向を示す「第4次山梨市男女共同参画基本計画」を策定します。

「第4次山梨市男女共同参画基本計画」は、国および山梨県の基本計画、かつ現在の社会情勢の変化を踏まえた施策に取り組むとともに、昨今の社会で取り上げられている多様な性の存在について、理解を深めるための新たな施策にも取り組んでいきます。

また、第2期山梨市総合戦略において、国際社会共通の開発目標である持続可能な開発目標（SDGs）¹の推進を掲げており、本計画は目標5「ジェンダー平等の実現」に結び付けられることから、男女共同参画社会の推進をより一層図ることが重要となってきます。

¹ 持続可能な開発目標（SDGs）：

2015年9月に開催された国連サミットにおいて採択された国際社会共通の開発目標です。2030年までの間に達成すべき17の目標及び細分化された169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会実現に向けて、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に取り組むことが示されています。

2 基本理念

「山梨市男女共同参画社会推進条例」第3条に掲げる次の6つの基本理念に基づき、本市の男女共同参画社会の推進を図るものとします。

- (1) 男女共同参画社会の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、おこなわれなければならない。
- (2) 男女共同参画社会の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできるだけ中立なものとするよう配慮されなければならない。
- (3) 男女共同参画社会の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定過程に、男女が共同して参画する機会を確保されることを旨として、おこなわれなければならない。
- (4) 男女共同参画社会の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動をおこなうことができるようにすることを旨として、おこなわれなければならない。
- (5) 男女共同参画社会の推進は、児童をはじめ次世代を担う者が、学校、地域、家庭その他のあらゆる場面において、性別による差別的取扱いを受けることなく、豊かな個性と能力を十分発揮できるような教育を受けられることを旨として、おこなわれなければならない。
- (6) 男女共同参画社会の推進に関する取組が、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下におこなわれなければならない。

3 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項および「山梨市男女共同参画社会推進条例」第10条に基づき、本市の男女共同参画社会の実現に向けた方向を示すものとなります。

また、本計画は山梨市の地域経営の根幹となる「第2次山梨市まちづくり総合計画」の部門計画としても位置づけています。

さらに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく、「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」および「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」としても位置づけています。

4 計画の期間

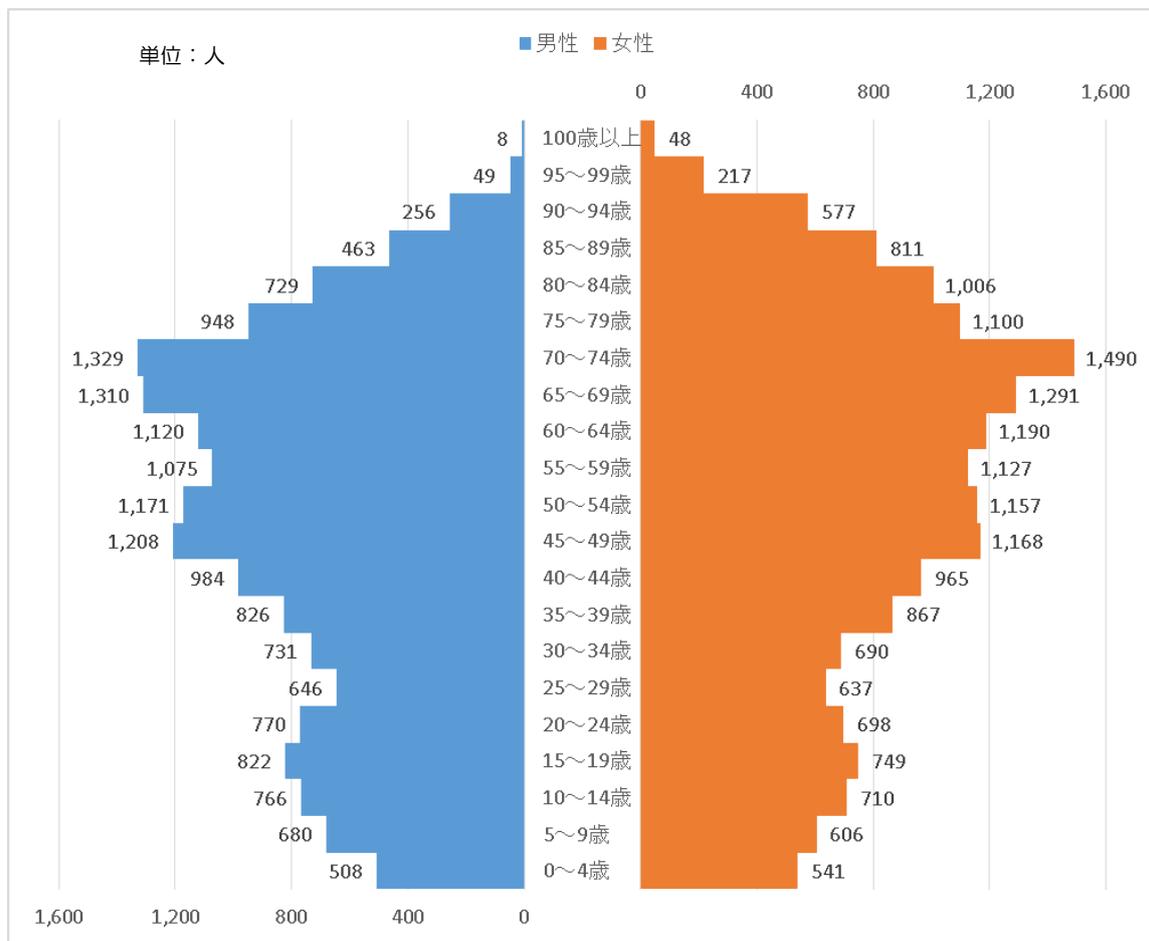
本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

第2章 本市の現状

1 本市の人口

本市の現在（2021年3月31日）の人口は34,044人であり、そのうち男性が占める割合は48.2%、女性が占める割合は51.8%と女性の方が若干多いことがわかります。また、65歳以上が占める割合は総人口の約34%であり、3人に1人が65歳以上となっています。

【図1：山梨市の年齢別人口構成】



資料：住民基本台帳集計データ（2021年3月31日）

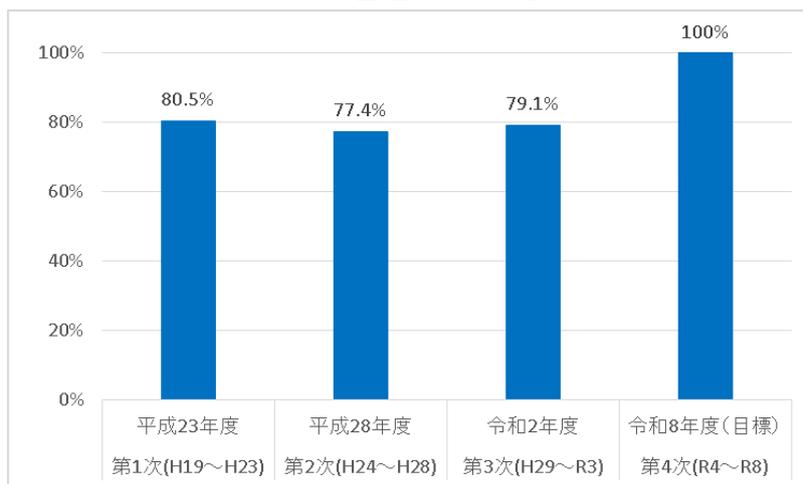
| | | |
|-----|----------|--------|
| 総人口 | 34,044 人 | |
| 男性 | 16,399 人 | 48.2 % |
| 女性 | 17,645 人 | 51.8 % |

2 男女共同参画推進状況

(1) 男女共同参画社会に対する意識

「男女共同参画社会」という用語は、概ね8割の市民に周知することができたが、第1次基本計画時から、数値があまり上昇していないことがわかります。広報や啓発活動を通じ、さらなる男女共同参画社会の理解の促進に努めていく必要があります。

【図2：「男女共同参画社会」という用語の周知度】

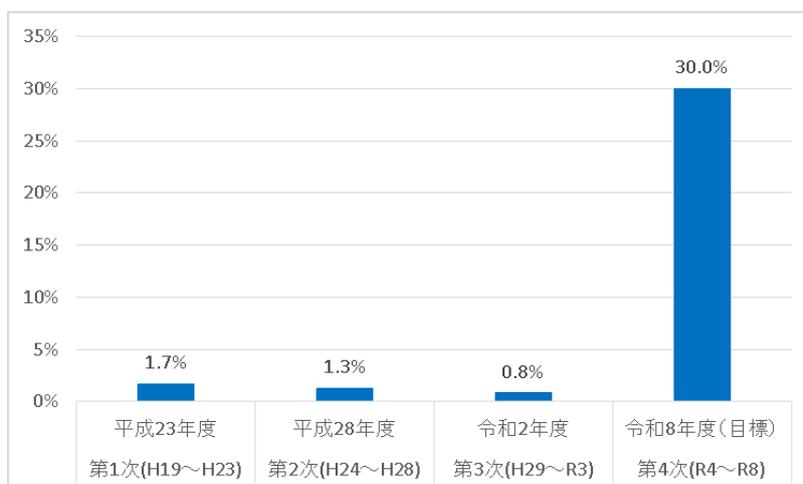


資料：山梨市住民意向調査

(2) 性別役割分担意識

第3次基本計画時における男性の育児休業取得率は、1%にも満たないことがわかります。男性が育児へ積極的に参加するよう啓発活動をおこなうとともに、育児休業を取得しやすい環境を作ることが重要となってきます。

【図3：男性の育児休業取得率】

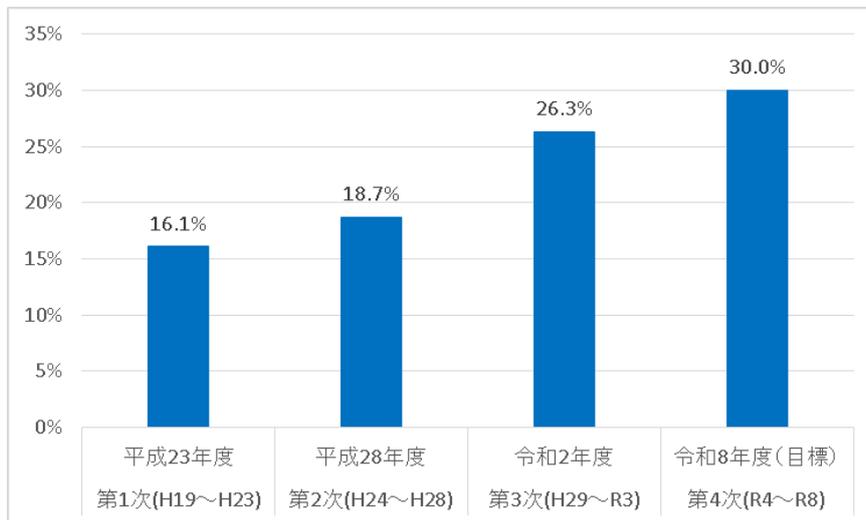


資料：山梨市住民意向調査

(3) 女性参画の拡大

本市の審議会委員の女性登用率は着実に上昇していることがわかります。今後も目標値の達成に向け、積極的な女性登用を図っていく必要があります。

【図 4：市の審議会委員への女性登用率】

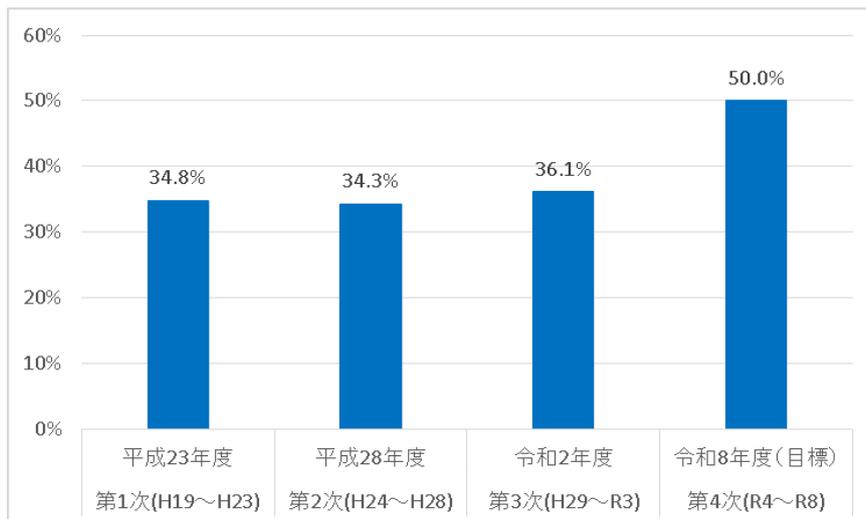


資料：庁内実施状況調査

(4) 働きやすい環境

いまだ職場において男女間の格差を感じている人が多いことがわかります。働く女性の能力が発揮できるよう支援の充実を図り、働きやすい環境を整えることが重要となってきます。

【図 5：「職場」における男女の地位が「平等」と感じる割合】

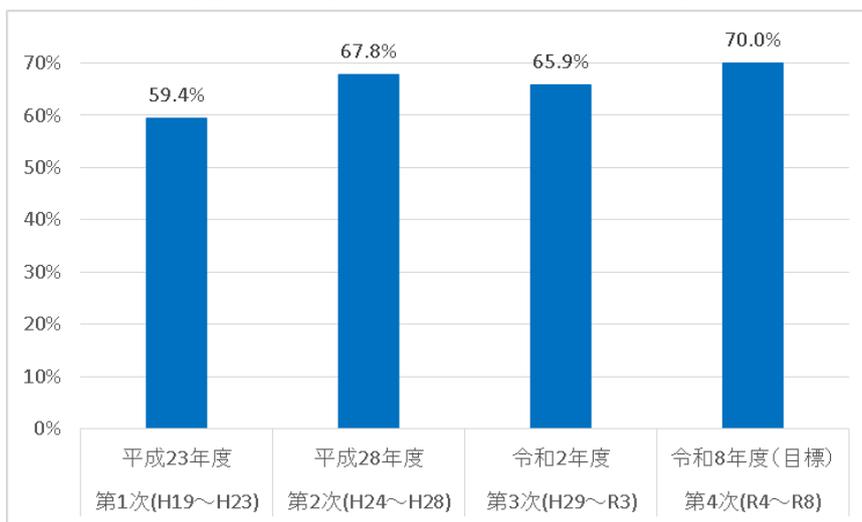


資料：山梨市住民意向調査

(5) 子育て支援体制

本市の子育て支援体制に対する満足度は、第1次基本計画時から若干上昇しているものの、第3次基本計画時で下降していることがわかります。目標値に達するよう新たな施策も検討し、支援体制を整える必要があります。

【図6：子育て支援体制に対する満足度】

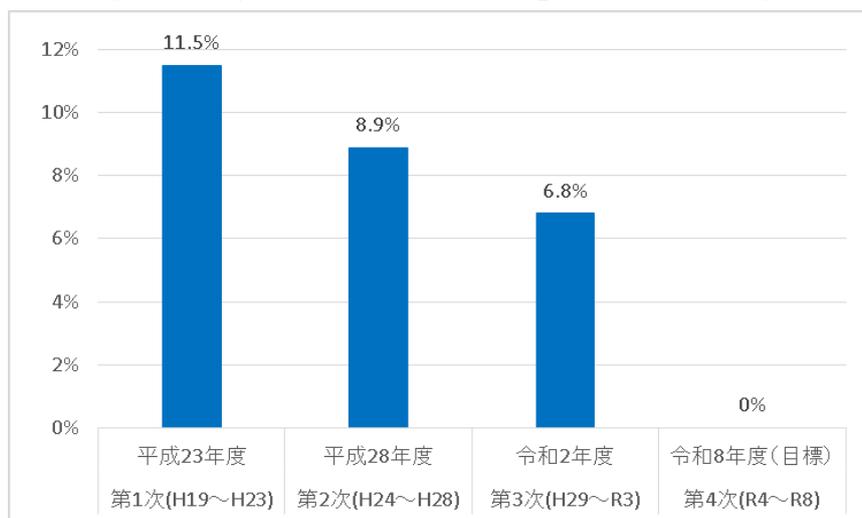


資料：山梨市住民意向調査

(6) 男女間における暴力の根絶

第1次基本計画時から比べると、暴力の件数は減少傾向にあることがわかります。ただ、ここ最近では新型コロナウイルスの影響により、家庭内での暴力の増加が危惧されます。暴力の根絶に向けた啓発活動およびDV被害者の支援をさらに強化していく必要があります。

【図7：「暴力を受けたことがある」と回答した割合】



資料：山梨市住民意向調査

第3章 計画の構成

1 基本目標

本計画の基本目標は、「山梨市男女共同参画社会推進条例」に掲げる6つの基本理念のもと、4つの基本目標と11の重点目標で構成しており、重点目標には、それぞれ具体的な施策の方向を示しています。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を形成するための意識改革

長年の取り組みにより、市民の男女共同参画への理解は徐々に浸透しているが、いまだ性別による役割分担意識は強く残っています。

このため、広報活動や啓発活動を充実させ、市民の男女共同参画に対する理解をさらに浸透させることが必要となっています。

また、次世代を担う子どもたちの男女共同参画に対する意識が向上するよう、教育および学習機会の提供をおこないます。

基本目標Ⅱ 男女共同参画による豊かなまちづくり

女性があらゆる分野に参画し、個性や能力を発揮できるようにするためには、すべての人々が女性の参画を理解し、女性が参画しやすい環境を整えることが重要となっています。

このため、多くの女性の意見が反映されるよう、政策・方針決定の場への女性参画を推進していくとともに、女性が参画できていない分野に重点をおいた就業支援や働きやすい子育て環境の整備をおこないます。

基本目標Ⅲ 男女が健康で安心して暮らせるまちづくり

近年、新型コロナウイルスの影響により、家庭内での暴力の増加が危惧されます。啓発活動や支援を充実させ、被害者を保護する体制を整えることが重要となっています。

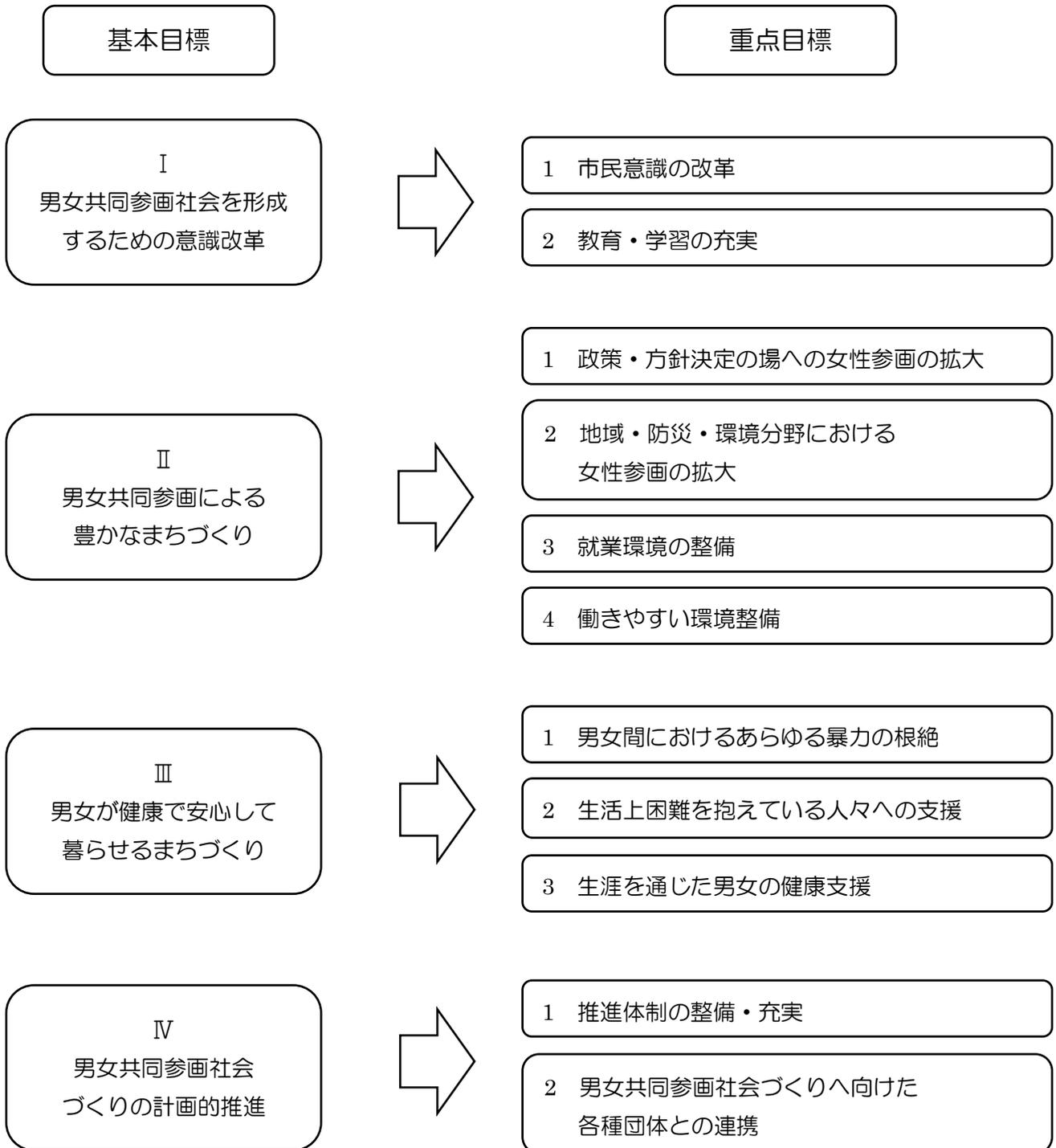
また、介護における支援の充実や人々の健康に対する支援など、市民一人ひとりが安心して暮らせるよう、これまで以上の施策が求められています。

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会づくりの計画的推進

本市では、男女が互いに尊重し合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、総合的かつ効果的に施策を推進していきます。

また、各種団体との連携を強化し、市民一人ひとりの意識改革につながる積極的な取り組みに努めていきます。

2 施策の構成



第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を形成するための意識改革

重点目標1 市民意識の改革

市民一人ひとりが男女共同参画社会を理解し意識することで、男女共同参画社会のさらなる推進を図ります。

施策の方向

(1) 啓発活動の充実

- ①市民意識の中にある性別役割分担意識の変革や偏見の解消を図るため、市の広報誌やホームページなど多様な媒体を通じて広報活動をおこないます。（地域資源開発課）
- ②慣習的な男女の役割について、意識改革のためのフォーラム、研修会などを開催します。（地域資源開発課・生涯学習課）
- ③男女共同参画に関連の深い国内法令、国際条約などについて、誰もが理解しやすい形で広報するなど、理解の促進に努めます。（地域資源開発課）

(2) 社会慣行の見直し

- ①家庭内の固定的な性別役割分担を見直し、男女平等な家庭に寄与するための講座や研修会などの開催に努めます。（地域資源開発課・健康増進課・生涯学習課）
- ②男性の子育てへの参加や子育て期間中の働き方の見直しを進めるため、男性の育児休業取得を促進するとともに、男性の家事・育児・介護への参加についての社会的気運を高めます。（地域資源開発課・子育て支援課・介護保険課・商工労政課）
- ③行政区などの地域組織において、男女共同参画の視点による運営が行われるよう働きかけます。（全庁）
- ④地域慣習について、地域の伝統の素晴らしさを伝えつつ、性別の偏りにつながるおそれのあるものを見直すための啓発活動を進めます。（地域資源開発課・観光課）

重点目標 2 教育・学習の充実

子どもの頃から男女共同参画社会の理解を促進します。また、一人ひとりの個性を理解し、尊重できるような社会の形成を図ります。

施策の方向

(1) 学校における教育の充実

- ①学校教育において、児童生徒の発達段階に応じ、学習指導要領等に基づき、社会科、家庭科、道徳、特別活動など学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等について指導の充実を図ります。（学校教育課）
- ②教育関係者等に対し、男女共同参画に対する正しい理解の浸透を図ります。（学校教育課）
- ③進路選択について、児童・生徒一人ひとりの個性や能力に応じ、性別にとらわれず、主体的に選択できるよう指導します。（学校教育課）
- ④性に関することについて自覚し始める思春期の時期に、発達段階に応じた性教育を行い、性の多様性や思春期特有の心身の変化を肯定的に受け止めることができるよう更なる思春期教育の充実を図ります。（学校教育課・健康増進課）
- ⑤学校・PTA・地域などに対して、男女平等教育に関する相談業務や情報提供をおこない、相互の連携を図ります。（学校教育課）
- ⑥子どもが暴力の被害者になることを防ぎ、また、子どもが将来暴力の加害者になることを防ぐため、暴力は人権侵害であり絶対に許されるものではないことについて、子どもの頃からの教育・啓発を推進します。（学校教育課）
- ⑦子どもが健全に育つため、メディア・リテラシー（メディアの情報を主体的に読み解く能力）の向上や暴力を伴わない人間関係の構築のための子ども及び保護者の教育・学習を充実します。（学校教育課）

(2) 多様な性に対する理解の促進

- ①性の多様性について、県などで開催される学習会やフォーラムの周知、パンフレット等による理解の促進に努めます。（地域資源開発課）
- ②学校において、性の多様性について学習の場を提供し、児童・生徒一人ひとりの個性を理解し、尊重できる環境づくりに努めます。（学校教育課）
- ③教職員が性の多様性について基本的な知識や理解を深めるために、学習機会や研修機会を提供し、理解の促進に努めます。（学校教育課）

基本目標Ⅱ 男女共同参画による豊かなまちづくり

重点目標 1 政策・方針決定の場への女性参画の拡大

意思決定の過程に、男女の隔たりがなく、多様な意見が反映されることで、男女共同参画社会の推進を図ります。

施策の方向

(1) 各種審議会などへの女性の積極的登用

- ①市の審議会委員などへ、女性を積極的に登用します。(全庁)
- ②市の審議会委員などの選出にあたっては、積極的に公募制を推進します。(全庁)
- ③女性の各種審議会などの登用状況を、広報などを通じて年に一度市民に公表します。
(地域資源開発課)

(2) 役職などへの女性の登用

- ①市では、男女平等の視点による採用、職域の拡大、女性職員の士気を高めるため研修制度の構築、また、意欲と能力がある女性が積極的に職場で活躍できるよう昇任試験を継続的に実施するなど、女性が積極的に働ける環境整備に努めます。(総務課)
- ②企業・団体などに対して、方針決定過程へ女性の参画が促進されるよう働きかけます。
(商工労政課)

(3) 女性の人材育成

- ①市では、女性職員の人材育成に努めるとともに、全職員に対し、女性職員の固定的役割分担意識の改革にも努めます。(全庁)
- ②女性の審議会等委員などへの登用促進を図るため、県などで開催される学習会・フォーラムの周知、参加促進に努めます。(地域資源開発課)

重点目標 2 地域・防災・環境分野における女性参画の拡大

男女の固定的な役割分担を見直し、あらゆる分野へ女性が積極的に参画できるよう努めます。

施策の方向

(1) 地域における女性参画の拡大

- ①地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。（全庁）
- ②防災活動、高齢者の見守り活動、子育て支援活動、公民館活動などの地域活動に、男女ともに、多様な年齢層の参加を促進します。（全庁）
- ③地域おこし、まちづくり、観光、国際交流活動などへ、男女ともに参画を促進します。（地域資源開発課・観光課・都市計画課）

(2) 防災分野（災害復興を含む）における女性参画の拡大

- ①防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します。（防災危機管理課）
- ②防災施策の立案、実施及び情報提供にあたっては、女性の視点も踏まえるよう努めます。（防災危機管理課）
- ③災害復興にあたるボランティアなどと連携を図り、支援する側への女性の積極的登用、男女のニーズの違いに配慮した予防、応急、復旧、復興対策がおこなわれるよう努めます。（防災危機管理課）

(3) 環境分野における女性参画の拡大

- ①環境保全分野における政策・方針決定過程へ女性の参画を促進します。（環境課）
- ②女子児童・生徒が自然環境分野や理科系分野に興味関心を持つような機会の提供に努めます。（環境課・学校教育課・生涯学習課）
- ③環境問題に関する情報の提供や地域における環境学習を通じて、女子児童・生徒の興味関心及び理解の向上に努めます。（環境課）

重点目標 3 自営の農林業、商工業における就業環境の整備

女性が男性とともに経営参画できるよう、女性の果たしている役割を認識し、適切に評価されるよう努めます。

施策の方向

(1) 自営の農林業に従事する女性の環境整備

- ①自営の農林業に従事する女性の生産技術などの向上を図るため、関係機関と連携して指導を充実するとともに、女性の経営参画に対する理解を深めるための啓発活動をおこないます。
(農林課)
- ②自営の農業に従事する女性の果たす役割が適正に評価されるよう、家族経営協定²締結など家庭内ルールづくりを推進します。(農林課)
- ③農業の若年化、活性化には若い世代の女性の活躍が期待されることから、相談・情報提供などをおこない、重点的に支援します。(農林課)
- ④農業委員会、農業協同組合などの組織へ女性の参画が促進されるよう、関係機関に働きかけます。(農林課)

(2) 自営の商工業に従事する女性の環境整備

- ①自営の商工業者やその関連団体に対し、家族経営に従事する女性が、生産や経営の方針決定過程への参画が促進されるとともに、適切な経済的評価がされるよう働きかけます。
(商工労政課)
- ②自営の商工業者やその関連団体に対し、男女共同参画を推進するための情報提供や意識啓発をおこないます。(商工労政課)

² 家族経営協定：

家族農業経営に携わる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

重点目標 4 働きやすい環境整備

女性が活躍できる環境を整え、能力を十分に発揮できるよう努めます。また、安心して子育てをしながら働けるよう、多様な子育てニーズに対する支援の充実に努めます。

施策の方向

(1) ワークライフバランスの推進

- ①市内の企業、事業所に対して、男女雇用機会均等法などの周知徹底を図るとともに、労働者が仕事と家庭の両立ができるよう、長時間労働の見直しや各種休暇制度の普及を促進します。
(商工労政課)
- ②事業主に対し、セクシュアル・ハラスメント³、パワーハラスメント⁴、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントなどの防止体制への理解を深めるための啓発をおこなうとともに、事業所内での予防、相談体制の充実に働きかけます。(商工労政課)
- ③事業主に対して、雇用機会に係る男女間の格差を改善するための積極的改善措置(ポジティブ・アクション)⁵の導入を促進するとともに、間接差別の禁止を呼びかけます。
(商工労政課)

(2) 女性の活躍による社会の活性化

- ①女性の能力発揮促進のため、女性の新しい発想や多様な能力が活用されるよう、あらゆるチャレンジを支援、推進します。(地域資源開発課・商工労政課)
- ②女性の継続就業及び再就職を支援するため、職業相談、職業情報の提供など就業援助の充実に図ります。(地域資源開発課・商工労政課)
- ③起業を目指す女性に対して、起業に関する相談、情報提供などの支援の充実に図ります。
(地域資源開発課・商工労政課)

³ セクシュアル・ハラスメント：

性的な言動によって、個人または職場全体に不利益・不快感を与えること。

⁴ パワーハラスメント：

職務上の地位や人間関係などの職場での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるなど、職場環境を悪化させること。

⁵ ポジティブ・アクション：

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

(3) 多様な子育てニーズへの支援

- ①産後宿泊ケア、産前産後サポート事業（訪問型、デイサービス型）やリラックススペース「ふわふわ」、つどいの広場「たち」などを実施し、妊産婦の心身のケアや育児サポートの支援をおこない、妊産婦の孤立感や育児不安の解消を図ります。（健康増進課・子育て支援課）
- ②学童クラブ及び延長保育、特定保育、一時保育、病児・病後児保育⁶などの保育制度の充実を図るとともに、運営方法の効率化や見直しを検討、育児の相互援助活動の支援をおこなうファミリー・サポート・センター⁷についても充実及び利用促進を図ります。（子育て支援課）
- ③留守家庭児童の健全な育成を図るため、学童クラブの充実を図り、今後も待機児童が生じないよう公共施設の活用検討に努めます。（子育て支援課）

⁶ 病児・病後児保育：

保育園・幼稚園・小学校などに通う子どもが病気の時、または病気の回復期で集団保育などが困難な期間、医療機関の専用保育室で一時的に子どもを預かる事業。

⁷ ファミリー・サポート・センター：

地域において育児の援助を行いたい人と、援助を受けたい人が会員となり、助け合う仕組み。

基本目標Ⅲ 男女が健康で安心して暮らせるまちづくり

重点目標 1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

男女間における暴力は、男女共同参画社会の実現を阻害するため、暴力が根絶される社会環境づくりに努めます。

施策の方向

(1) 暴力の根絶に向けた啓発活動の充実

- ①男女間における暴力の予防と根絶に向けて、「男女間における暴力をなくす運動」を定着させ、あらゆる暴力の根絶に向けて「男女共同参画週間」、「人権週間」等を通じて、広く意識啓発のための活動を行います。（地域資源開発課・福祉課）
- ②加害を予防する観点から、主に男性に対する意識啓発が重要であることに留意しつつ、若者や高齢者を含む各界各層に対して広報啓発を行います。（地域資源開発課）

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）⁸被害者の保護と自立の支援

- ①警察署、配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関と連携を強化し、被害者の保護が円滑に行える体制づくりを進めます。また、子どもへの虐待等が伴う場合には、子ども家庭総合支援拠点相談室「心和（ここわ）ステーション」において、家庭支援全般にわたる相談を受け、心のケアに努めます。（福祉課・子育て支援課）
- ②各種制度の活用により、被害者の自立を支援します。（全庁・福祉課）

(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

- ①職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のため、事業主などの認識を高め、防止対策の徹底が図られるようセクシュアル・ハラスメントの概念の普及啓発に努めます。（商工労政課）
- ②学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のため、教職員、児童、生徒、保護者などの意識を高め、防止対策の徹底が図られるようセクシュアル・ハラスメントの概念の普及啓発に努めます。（学校教育課）

(4) ストーカー行為などへの対策

- ①ストーカー行為を防止するために、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づき、その根絶に向けた意識啓発を行い、警察署等の関係機関との連携を強化します。（防災危機管理課・福祉課・市民課・地域資源開発課）

⁸ ドメスティック・バイオレンス（DV）：
配偶者から受ける身体的・精神的・経済的・性的暴力のこと。

重点目標 2 生活上困難を抱えている人々への支援

生活上困難を抱えている人々へ適切な支援の充実を図るとともに、男性の介護への参加や、介護制度の積極的な利用を促進します。

施策の方向

(1) 介護制度の利用促進

- ① 職場優先の意識を見直し、介護と仕事が両立できるよう、介護休業制度の普及・啓発に努めます。また、介護への男性の参加を促進します。（地域資源開発課・介護保険課・商工労政課）
- ② 介護を必要とする人に対し、社会全体で介護を支える仕組みとして創設された介護保険制度の健全な運営に努めます。（介護保険課）

(2) 高齢者、障がい者の自立と社会参加のための支援

- ① 「介護予防・日常生活支援総合事業」や「出前講座」など介護予防に重点を置いた事業などを実施するとともに、高齢者が自立した生活を過ごせるよう「在宅福祉サービス」の充実に努めます。（介護保険課）
- ② ユニバーサルデザイン⁹に配慮した公共施設の整備に努めます。（全庁）
- ③ 高齢者、障がい者が積極的に社会参加できるよう、健康づくりや仲間づくりなどの活動を支援するとともに、市のイベントなどにおいては高齢者、障がい者が参加しやすいものとなるよう努めます。（全庁）

(3) 困難な状況に置かれている人への支援

- ① 困難さを抱えている家庭が安心して子育てをしながら生活できるよう、子育て支援の充実を図るとともに、親と子どもが健康に過ごせる支援体制の充実を図ります。
（子育て支援課・健康増進課・福祉課）
- ② 若年や未婚その他の理由により、妊娠・出産・子育てにおいて困難な状況を抱えたひとり親に対しては、適切な保護やきめ細かな子育て支援をおこないます。
（子育て支援課・健康増進課・福祉課）

⁹ ユニバーサルデザイン：

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。一般に「すべての人のためのデザイン」という。

重点目標3 生涯を通じた男女の健康支援

市民一人ひとりが充実した人生を送るためには、心身が健康であることが重要となります。このため、各ライフステージに応じた健康支援の充実を図ります。

施策の方向

(1) 学校における教育の充実

- ①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の概念に基づき、生涯にわたって自身の体に関する全ての選択が尊重されるよう、小中学校、高校での思春期教育を通して性についての正しい知識の更なる普及啓発をおこないます。（健康増進課・学校教育課）
- ②小中学校や高校での思春期教育や広報等を通じて、喫煙や飲酒、薬物の心身への影響や、感染症予防についての正しい情報について普及啓発をおこないます。（健康増進課・学校教育課・生涯学習課）

(2) 女性への健康支援

- ①定期的な健診やがん検診の受診の必要性について普及啓発を図るとともに、健診後には結果説明会を行うことで、健診後のフォローも丁寧におこないます。また、生活習慣病の未受診や治療中断等で課題を抱えている方へのアプローチをおこないます。さらに、糖尿病治療中で基準に該当する方へは、かかりつけ医と連携しながら保健指導をおこなうことで、重症化を予防します。（健康増進課）
- ②リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する意識の社会への浸透を図るため、女性特有の健康づくりに対する意識啓発をおこないます。（地域資源開発課・健康増進課・学校教育課・生涯学習課）
- ③個別相談や訪問、こころの相談、健診等を通して、女性の心身の健康課題に寄り添い支援します。（健康増進課）

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会づくりの計画的推進

重点目標 1 推進体制の整備・充実

男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的かつ効果的に取り組むため、行政に携わる者が必要性を正しく認識し、職務にあたることが重要となります。

施策の方向

(1) 市における推進体制の整備・充実

- ①男女共同参画に関する施策の一体的な推進を図るため、「山梨市男女共同参画推進会議」の定期的な開催など、各課相互の連携を図り、施策の推進と進行管理に努めます。
(地域資源開発課)
- ②男女共同参画社会の推進のため、「山梨市男女共同参画推進委員会」をはじめとする市民の意見を各施策に反映するよう努めます。(地域資源開発課)
- ③市民意識を調査するアンケートなどを実施し、住民意識、問題点の把握に努めます。
(地域資源開発課)
- ④「山梨市男女共同参画社会推進条例」に関する調査・研究をおこないます。
(地域資源開発課)

(2) 市職員への男女共同参画意識の浸透と推進

- ①職員を対象に、男女共同参画についての理解を深め、男女平等の視点を養うための研修機会や情報提供の充実を図ります。(総務課・地域資源開発課)
- ②市役所及び市役所職員が率先して男女共同参画意識の見本を示すとともに、住民と行政の円滑な意思疎通を図るよう努めます。(全庁)

重点目標 2 男女共同参画社会づくりへ向けた各種団体との連携

各種団体との連携し、積極的に取り組みをおこなうことで、男女共同参画社会のさらなる推進を図ります。

施策の方向

(1) 「山梨市男女共同参画推進委員会」への支援

- ①委員の男女共同参画に関する視点の理解を深めるため、研修会や交流会などを開催します。
(地域資源開発課)

(2) 各種団体などとの連携・支援

- ①女性団体をはじめとする各種団体やグループ、企業などが男女共同参画社会の形成に向け、相互に連携を深め、一体となった活動が円滑におこなえるよう支援します。(地域資源開発課)
- ②女性団体や自主グループが、その主体性を発揮しながら、組織の力を結集してあらゆる場面で男女共同参画による地域づくりに貢献できるよう、その活動を支援します。
(地域資源開発課)

参考資料

1 第4次山梨市男女共同参画基本計画目標指標

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を形成するための意識改革

| No | 項目 | 現状（令和2年度） | 目標値（令和8年度） |
|----|--|-----------|------------|
| 1 | 「男女共同参画社会」という用語の周知度 | 79.1% | 100% |
| 2 | 無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）という用語の周知度 | — | 80% |
| 3 | 男性の育児休業取得率 | 0.8% | 30.0% |
| 4 | LGBT ¹⁰ 、SOGI ¹¹ という用語の認知度 | — | 50% |

基本目標Ⅱ 男女共同参画による豊かなまちづくり

| No | 項目 | 現状（令和2年度） | 目標値（令和8年度） |
|----|--|-----------------|------------------|
| 1 | 市の審議会への女性登用率 | 26.3% | 30.0% |
| 2 | 防災訓練に参加する女性の割合 （自主防災組織における女性の割合） | 40.0% (7.7%) | 50.0% (10.0%) |
| 3 | 家族経営協定締結（延べ件数） | 51件 | 57件 |
| 4 | 市の子育て支援体制の充実度 （子育て支援事業の満足度） ¹² | 65.9% (—) | 70.0% (90.0%) |
| 5 | 「職場」における男女の地位が 「平等」と感じる割合 | 36.1% | 50.0% |
| 6 | 「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）」という用語の周知度 | 58.7% | 70.0% |

¹⁰ LGBT：

レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの頭文字を組み合わせた表現。

¹¹ SOGI：

Sexual Orientation and Gender Identity の頭文字で性的指向、性自認のことをいう。

¹² 子育て支援体制の充実度：市民全体への調査

子育て支援事業の満足度：子育て支援を実際に受けている方への調査

基本目標Ⅲ 男女が健康で安心して暮らせるまちづくり

| No | 項目 | 現状（令和 2 年度） | 目標値（令和 8 年度） |
|----|---------------------------------------|-------------|--------------|
| 1 | DV について「暴力を受けたことがある」と回答した割合 | 6.8% | 0% |
| 2 | 「配偶者暴力防止法」の認知度 | 74.0% | 100% |
| 3 | 乳ガン検診受診率 ※無料クーポンを配布した方が対象（40 歳のみ） | 28.6% | 40.0% |
| 4 | 子宮ガン検診受診率 ※無料クーポンを配布した方が対象（20 歳のみ） | 14.2% | 28.0% |

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会づくりの計画的推進

| No | 項目 | 現状（令和 2 年度） | 目標値（令和 8 年度） |
|----|---------------------|-------------|--------------|
| 1 | 山梨市男女共同参画推進会議の実施回数 | 1 回／年 | 2 回／年 |
| 2 | 山梨市男女共同参画推進委員会の実施回数 | 2 回／年 | 2 回／年 |
| 3 | 男女共同参画に関する研修会等の実施回数 | 0 回／年 | 1 回／年 |

2 諮問書および答申書

梨地開 3 第 10-3 号
令和 3 年 11 月 2 日

山梨市男女共同参画推進委員会
会長 大澤美保子 殿

山梨市長 高木晴雄

諮問書

山梨市男女共同参画社会推進条例第 20 条により、「第 4 次山梨市男女共同参画基本計画(案)」について諮問いたします。

(諮問理由)

本市では、山梨市男女共同参画基本計画を策定し、市民一人ひとりが心豊かで活力のある男女共同参画社会の実現に向け、これまで様々な施策を展開してまいりました。

本年度は、現行の「第 3 次山梨市男女共同参画基本計画」が最終年度となるため、庁内推進会議において検討を重ね、令和 4 年度以降の方向を示す「第 4 次山梨市男女共同参画基本計画(案)」を策定いたしました。策定にあたり、国および山梨県の基本計画、現在の社会情勢を踏まえ、また昨今の社会で取り上げられている多様な性の存在についての理解を深める新たな施策にも取り組んでまいりたいと考えております。

つきましては、さらなる男女共同参画社会の推進を図るため、本計画案について、調査審議していただくよう諮問いたします。

令和 4 年 1 月 26 日

山梨市長 高木 晴雄 様

山梨市男女共同参画推進委員会
会 長 大 澤 美 保 子

第 4 次山梨市男女共同参画基本計画(案)について(答申)

令和 3 年 11 月 2 日付け梨地開 3 第 10-3 号において諮問のあった「第 4 次山梨市男女共同参画基本計画(案)」について、慎重に審議を重ねた結果、別添「第 4 次山梨市男女共同参画基本計画(案)【答申】」のとおり答申いたします。

第 4 次山梨市男女共同参画基本計画(案)【答申】

本委員会が令和 3 年 11 月 2 日に諮問を受けた「第 4 次山梨市男女共同参画基本計画(案)」は、「第 3 次山梨市男女共同参画基本計画」を引き継ぎ、令和 4 年度からの方向を示す重要な計画であると認識しております。

近年の急速な人口減少や社会情勢の変化は、人々の生活に大きな影響を及ぼしており、市民一人ひとりが心豊かで活力のある生活を送るためには、男女共同参画社会の推進をより一層加速させることが重要と考えます。

1999 年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、早くも 22 年が経過しました。男女共同参画に対する意識は徐々に浸透してきていますが、政策・意思決定過程への女性の参画率の低さ、職場における男女間の格差、社会に根強く残っている固定的性別役割分担意識などの課題は依然として多く残っています。

「第 4 次山梨市男女共同参画基本計画(案)」については、先に述べた現状及び社会情勢を考慮しつつ、「第 3 次山梨市男女共同参画基本計画」で築き上げてきたものが適確に反映され、条例に掲げている「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い自立した個人として、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」の実現のために必要な施策、事業などがわかりやすく表現されているか、という視点から審議を行いました。審議の結果、「第 4 次山梨市男女共同参画基本計画(案)」は妥当であると認め、次のとおり意見・要望を付して答申いたします。

なお、計画の推進にあたっては、付記した意見・要望を尊重していただき、適切に実施されることを要望いたします。

◆「第 4 次山梨市男女共同参画基本計画(案)」に対する意見・要望

基本目標 I 男女共同参画社会を形成するための意識改革

- 広報活動の際、使用する絵に性別役割分担の偏見がないようにしていただきたい。
- 学校教育において、男女共同参画に対する理解の浸透を図り、性別にとらわれず個性や能力を発揮できるよう指導をしていただきたい。
- 新たに加えた性の多様性について、一人ひとりの個性を尊重できるような理解の促進に努めていただきたい。

基本目標Ⅱ 男女共同参画による豊かなまちづくり

- 各審議会への女性登用を積極的に行っていただきたい。
- 政策方針決定の場へ女性が参画できるよう積極的に公募制を推進していただきたい。
- 全職員に対し、女性職員の固定的役割分担意識の改革に努めていただきたい。
- 防災分野における政策方針決定の場へ女性参画の拡大を図り、女性視点の意見が組み込まれるようお願いしたい。
- 女性が活躍できる環境を整えるだけでなく、男性に対しての働き方の見直しも図っていただきたい。

基本目標Ⅲ 男女が健康で安心して暮らせるまちづくり

- 新型コロナウイルスの影響により、家庭内での暴力の増加が危惧されるため、積極的な啓発活動をお願いしたい。
- 女性特有の健康問題に対し、積極的な支援と啓発活動をお願いしたい。

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会づくりの計画的推進

- 男女共同参画社会の推進が停滞しないよう効果的に施策に取り組んでいただきたい。
- 市職員が率先して男女共同参画社会の実現に対する見本となるよう努めていただきたい。

3 山梨市男女共同参画社会推進条例

平成17年4月25日

条例第233号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第9条）

第2章 男女共同参画社会の推進に関する基本的施策（第10条～第18条）

第3章 男女共同参画推進委員会（第19条～第27条）

第4章 雑則（第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。

山梨市においては、国際社会や国内の動向を踏まえつつ、平成4年には「山梨市女性プラン」を、また、平成15年には、その後の社会経済情勢の変化に対応した「やまなし男女共同参画プラン」を策定し、男女平等に向けた推進活動を積極的に展開している。

21世紀を迎え、少子高齢社会の到来、情報化、国際化など社会経済情勢が急速に変化する中、山梨市が将来にわたりこころ豊かで活力のあるまちとしてあるためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い自立した個人として、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが緊要な課題である。

このような認識の下に、私たちは真の男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の推進に関し基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に携わるものの責務を明らかにするとともに、市の施策について必要な基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民一人一人の人権が尊重され、真に男女が平等に共同参画することのできるこころ豊かで活力のある社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が社会の対等な構成員として互いの人権を尊重し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、通学し、又は市内で活動するすべての者をいう。

- (4) 事業者 市内において、公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業活動を行うすべての個人、法人及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の推進は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

- (1) 男女共同参画社会の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- (2) 男女共同参画社会の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできるだけ中立なものとするよう配慮されなければならない。
- (3) 男女共同参画社会の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定過程に、男女が共同して参画する機会を確保されることを旨として、行われなければならない。
- (4) 男女共同参画社会の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- (5) 男女共同参画社会の推進は、児童をはじめ次世代を担う者が、学校、地域、家庭その他のあらゆる場面において、性別による差別的取扱いを受けることなく、豊かな個性と能力を十分発揮できるような教育を受けられることを旨として、行われなければならない。
- (6) 男女共同参画社会の推進に関する取組が、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める男女共同参画社会の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、市民、事業者、国、県、他の地方公共団体及び関係団体と連携し、及び協力して前項の施策を実施するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の推進に積極的かつ主体的に取り組むよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動とを両立して行うことができる職場環境の整備その他の男女共同参画社会の推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育に携わるものの責務）

第7条 職場教育、学校教育、社会教育、家庭教育その他あらゆる場面において教育に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりの重要性について理解を深める教育を行うように努めなければならない。

（男女共同参画社会の推進を阻害する行為の禁止）

第8条 何人も、男女共同参画社会の推進を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 個人の生活の環境を害する性的な言動又は性的な言動に対する個人の対応により当該個人に不利益を与える行為
- (2) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情のあるものを含む。以下同じ。）又は過去において配偶者であった者に対する身体的苦痛又は著しい精神的苦痛を与える暴力的行為

（公衆に表示する情報に関する留意）

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力を助長する表現並びに性的感情を著しく刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画社会の推進に関する基本的施策

（基本計画）

第10条 市は、男女共同参画社会の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号の大綱に基づき実施すべき男女共同参画社会の推進に関する具体的な施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ山梨市男女共同参画推進委員会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第11条 市は、男女共同参画社会の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の推進に配慮するものとする。

（教育及び学習の促進）

第12条 市は、学校、地域、家庭等における教育及び市民の学習の機会において、男女共同参画社会の推進に関する教育及び学習の促進のために適切な措置を講ずるものとする。

（市民及び事業者の関心と理解を深めるための措置）

第13条 市は、広報活動等を通じて、男女共同参画社会の推進についての市民及び事業者の関心と理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

（市民等の活動に対する支援）

第14条 市は、市民、事業者又は市民の地域活動組織が行う男女共同参画社会の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、人材の育成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（自営の農林業、商工業等における就業環境の整備の促進）

第15条 市は、自営の農林業、商工業等において、男女が経営における役割を適正に評価されるとともに、男女が自らの意思によって経営及びこれに関する活動に共同して参画する機会を確保するための就労環境の整備を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（苦情処理及び相談への対応）

第16条 市は、市が実施する男女共同参画社会の推進に関する施策又は男女共同参画社会の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての市民又は事業者からの苦情の適切な処理のため必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する行為についての市民又は事業者からの相談に対して、関係機関と協力して適切に対応するよう努めるものとする。

3 第1項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、山梨市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

（調査研究）

第17条 市は、男女共同参画社会の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。

2 市長は、必要があると認める場合には、市民及び事業者に対し、男女共同参画社会の推進の状況に関する調査について協力を求めることができる。

（男女共同参画社会の推進状況等の公表）

第18条 市長は、毎年度、男女共同参画社会の推進状況及び男女共同参画社会の推進に関する施策の実施について、公表するものとする。

第3章 男女共同参画推進委員会

（設置）

第19条 男女共同参画社会の推進を図るため、山梨市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第20条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

（1）市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の推進に関する重要事項を調査審議すること。

（2）前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属された事務

（組織）

第21条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員)

第22条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 男女共同参画に関係する団体の役職員
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 公募に応じた者
- (5) その他市長が適当と認めた者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第23条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

(特別委員)

第25条 委員会に特別の事項を調査審議させる必要がある時は、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、市長が委嘱又は任命する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了した時は、解任されるものとする。

(専門部会)

第26条 委員会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 3 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第27条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

第4章 雑則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月25日から施行する。

4 山梨市男女共同参画推進会議設置要綱

平成18年4月25日

告示第72号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、山梨市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 山梨市男女共同参画社会推進条例（平成17年山梨市条例第233号）第10条第1項に規定する計画（以下「基本計画」という。）の策定及び推進に関すること。
- (2) 基本計画の推進状況の点検、評価及び見直しに関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議の委員は、市長、副市長、教育長、課長職及び市長が指名する職員をもって組織する。

- 2 推進会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は市長とし、副会長は副市長とする。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、推進会議を代表し、推進会議の会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の職員の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 推進会議に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進会議に付議する事項の整理及び推進会議から指示された事項の調査検討を行う。
- 3 幹事会の委員は、会長が指名する。
- 4 幹事会に幹事長を置き、委員の互選により選任する。

(部会)

第7条 幹事会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、幹事会に付議する事項の整理及び幹事会から指示された事項の調査検討を行う。
- 3 部会のメンバーは、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、メンバーの互選により選任する。

(事務局)

第8条 推進会議の事務局は、地域資源開発課に置く。

2 事務局長は、地域資源開発課長をもって充てる。

3 事務局職員は、地域資源開発課をもって充てる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成18年4月25日から施行する。

附 則（平成18年12月25日告示第166号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月24日告示第30号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月25日告示第75号）

この告示は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第36号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日告示第32号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日告示第34号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第67号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

5 山梨市男女共同参画推進委員会名簿

敬称略、委員以下五十音順

| No | 役職 | 氏名 | 選出部門・所属団体 |
|----|-----|--------|--------------|
| 1 | 会長 | 大澤 美保子 | 学識経験者 |
| 2 | 副会長 | 飯嶋 美紀 | 子育て支援団体 |
| 3 | 委員 | 内野 清美 | 公募委員 |
| 4 | 委員 | 大竹 裕子 | 男女共同参画推進グループ |
| 5 | 委員 | 窪川 邦彦 | 事業所（山梨厚生病院） |
| 6 | 委員 | 河野 勝恵 | 学識経験者 |
| 7 | 委員 | 新谷 時男 | 学識経験者 |
| 8 | 委員 | 竹川 博 | 学識経験者 |
| 9 | 委員 | 広瀬 敦仁 | 事業所（加納岩総合病院） |
| 10 | 委員 | 深澤 勉 | 山梨市小中学校校長会 |
| 11 | 委員 | 舛谷 比代 | 公募委員 |

令和3年4月1日現在

第4次山梨市男女共同参画基本計画

発行年月：令和4年3月

発行：山梨市

編集：地域資源開発課 交流促進担当

〒405-8501 山梨市小原西843

TEL0553-22-1111（代表）